

平成27年度町県民税及び 平成26年分所得税の申告相談の日程について

役場で申告相談をされる方は、下表の日程でご来庁いただき、対象日に都合がつかないときは、なるべく早期にお越しください。また、本年も3月1日と8日の2回、日曜日の相談日を設けました。例年、日曜日の相談日及び申告期間の後半になりますと大変混雑し、待ち時間が長くなりますのでご承知おきください。

月 日	対象地区	月 日	対象地区
2月16日(月)	真蒲、平林	3月 2日(月)	桐原
17日(火)	上房、山部、滝神	3日(火)	細谷
18日(水)	茂田井(仲町)	4日(水)	西塩沢
19日(木)	茂田井(西町)	5日(木)	塩沢
20日(金)	茂田井(田町、東町)	6日(金)	和子、赤沢、中原
23日(月)	蟹窪、日中	8日(日)	平日の来庁が困難な方(全地区)
24日(火)	大深山、立石、石川	9日(月)	町
25日(水)	牛鹿、柳沢、五輪久保、虎御前	10日(火)	古町、姥ヶ懐、中尾美上下
26日(木)	外倉	11日(水)	野方
27日(金)	藤沢、蟹原	12日(木)	日向、大城
3月 1日(日)	平日の来庁が困難な方(全地区)	13日(金)	蓼科
		16日(月)	申告書の受領のみ

会 場 ■ 役場 3階 大会議室

相談時間 ■ 午前9時から、午後1時30分から

受付時間 ■ 当日午前7時から午後5時まで ※時間厳守

(土曜日・相談日以外の日曜日は閉庁日です)

当日の受付用紙に、目安とする相談開始時間が書いてありますので、空いている時間の欄に名前を記入し、時間までにお越しください。(希望する時間に空きがない場合もありますが、ご了承ください。)

※ 電話での受付はできません。

受付場所 ■ 午前8時20分までは役場正面玄関で行い、それ以降は大会議室で行います。

体の不自由な方は住民係にお声かけください。



※所得税以外の国税(消費税・贈与税・相続税等)の申告については、佐久税務署へご相談ください。

申告相談の詳しい内容については、配付しました「平成27年度町県民税及び平成26年分所得税の申告について」をご覧ください。

税務署・役場からのお知らせ

平成25年から平成49年までの各年分の申告については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることになっています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

また、町県民税は平成26年度から平成35年度までの10年間、均等割が4,500円から5,500円に引き上げられています。